

千葉市公園活用事業提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が管理する公園緑地の有効活用を図るため、民間企業や市民団体等（以下「民間事業者等」という。）の創意工夫とノウハウを生かした事業の提案（以下「事業提案」という。）を募集し、その実現に取り組む千葉市公園活用事業提案制度（以下「本制度」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(民間事業者等の要件)

第2条 事業提案することができる民間事業者等は、提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する法人又は任意団体とし、市が事業提案の募集要項に提示する要件を満たす者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は提案することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申し立て又は通告がなされている者
- (3) 破産法（大正11年法律第71号）第132条もしくは第133条の規定により破産の申し立てがなされている者
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者
- (6) 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止、又は指名競争入札の指名停止の措置を受けている者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がある者
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又はその構成員の統制下にある団体及びそれらの利益となる活動を行う者）
- (10) 手形交換所による取引停止処分を受けている者
- (11) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、千葉市又は他の地方公共団体から指定を取り消され（指定管理者の指定取り消し）、その取り消しの日から2年を経過しない者
- (12) 応募者又は連合体の構成員の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者がある者

(対象事業)

第3条 本制度の対象とする事業は、公園緑地の管理運営に関するもののうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 公園緑地の魅力向上に資する事業
- (2) 市民サービスの向上に資する事業
- (3) 管理コストの削減に資する事業

2 民間事業者等が事業提案できる事業は、自ら人員、資金及び資材を調達し、実施できるものでなければならない。

(公募)

第4条 市は、本制度により事業提案を募集する場合、募集内容、提案書の提出期限、審査日程等を示し公募するものとする。

2 市は、事業提案の募集に先立ち、千葉市公園等活用事業者選定委員会設置条例（平成25年千葉市条例第21号）に基づき設置された千葉市公園等活用事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に募集に関する事項等に関して調査審議を依頼し、意見を求めるものとする。ただし、事業提案を求める内容が小規模又は軽易なものであるなどの理由により、市が選定委員会に意見を求めることが適当でないと判断した場合は、これを省くことができる。

(事業提案書の提出)

第5条 事業提案をする民間事業者等は、指定された期日までに、事業提案書を市に提出しなければならない。

(審査選考等)

第6条 事業提案は、市において審査し採択するか否かを決定する。

2 前項の審査にあたっては、選定委員会に事業提案の審査及び評価等を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。ただし、事業提案の内容が小規模又は軽易なものであるなどの理由により、市が選定委員会に審査及び評価等を依頼することが適当でないと判断した場合は、これを省くことができる。

(提案の公表)

第7条 市は、事業提案を採択した場合、その内容について公表するものとする。

(事業に係る費用の負担)

第8条 事業の実施に係る費用の負担については、事業提案に基づき、市と民間事業者等が協議のうえ決定する。

(協定の締結)

第9条 第6条第1項の規定により採択された事業提案をした民間事業者等（以下、「事業者」という。）と市は、事業実施に必要な事項を協議し、合意に達したときは、当該事業に関する協定を締結するものとする。

(事業の実施)

第10条 基本協定締結後、市及び事業者は、互いに協力し円滑な事業推進に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市局公園緑地部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月21日から施行する。